



ご契約の際には、「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

「契約締結前交付書面<契約概要/注意喚起情報>」「ご契約のしおり・約款」はご契約についての重要事項・必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は特別勘定の運用方針・投資対象についてご説明しております。

【「ご契約のしおり・約款」記載事項の例】

クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)制度について 告知義務と告知義務違反について
 保険会社の責任開始期について 死亡保険金をお支払いできない場合について
 特別勘定および資産運用について 積立金について 諸費用について 解約および一部解約について

【「特別勘定のしおり」記載事項の例】

特別勘定について 投資対象となる投資信託(特別勘定で組入れる投資信託)に関する詳細な内容

この商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

▶ 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。担当者(生命保険募集人)はお客さまと弊社の保険契約締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

▶ 変額個人年金保険の販売資格について

変額個人年金保険の販売資格は(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し(社)生命保険協会に変額保険販売資格が登録された者のみが募集を行うことができます。なお、弊社の生命保険募集人の資格、権限等に関する確認をご希望される場合は、クレディ・アグリコル生命カスタマーサービスセンター(フリーコール/0120-60-1221)までお問合せください。

▶ 銀行預金等との違いについて

変額個人年金保険「花ざかり2」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また預金保険制度の対象ではありません。

▶ 「生命保険契約者保護機構」について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

<生命保険契約者保護機構> 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

▶ 募集代理店からのご説明事項

お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、募集代理店とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
 募集代理店の取扱いで保険商品のご契約をいただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において募集代理店の他の業務に利用する場合があります。
 今回の保険募集に関する募集代理店とお客さまの取引が、募集代理店におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。
 募集代理店は、変額個人年金保険「花ざかり2」の引受保険会社であるクレディ・アグリコル生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。
 法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては弊社では個人年金保険をお申込みいただけない場合があります。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

引受保険会社
クレディ・アグリコル生命保険株式会社
 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル
 カスタマーサービスセンター / ☎0120-60-1221
 ホームページ <http://www.ca-life.jp/>

募集代理店

株式会社 リそな銀行
 RESONA

共同募集代理店
ジェイアンドエス保険サービス株式会社

育むゆとり、すぐお手元に。

[変額個人年金保険]

花ざかり2

近い将来への手ごたえ。遠い将来への安心。
 ただ備えるだけでなく、きちんと先を見据えてゆとりを育みたい。
 そんな思いに応える変額個人年金保険です。



この先の楽しみも
 たくさん咲きますように。

募集期間 平成20年7月1日(火)~平成20年8月8日(金)

 **リそな銀行**
 RESONA

 **CRÉDIT AGRICOLE**
 LIFE INSURANCE
 クレディ・アグリコル生命

花ざかり2は、 今の暮らしを楽しみながら、 安心とゆとりを育みます。

諸費用について

この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険関係費用」、「運用関係費用」と年金支払期間中の「年金管理費用」の合計額となります。詳細はP18をご覧ください。

契約初期費用	お支払いいただいた一時払保険料に対して5%。
保険関係費用	特別勘定の積立金に対して年率0.86%。 金融市場型の特別勘定「特別勘定マネー0808(RG3)」に積立金が組入れられる場合、1保険年度180日まで保険関係費用を優遇します。
運用関係費用	特別勘定の運用に関わる費用。 運用手法の変更や運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります。 1 信託報酬 単位型タイプの特別勘定が投資する投資信託の元本総額に対して年率0.2625%(税込)。 2 その他の費用 信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の運用に関わる費用です。 費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため、表示することができません。
年金管理費用	年金支払金額に対して1%。

“受取る楽しみ!”

3年目まで一時払保険料に対して
約4.15%(税引前)の収益分配金

⚠️ ご注意いただきたい事柄

4年目以降は一時払保険料に対して約0.2%(税引前)の収益分配金となります。
収益分配金は2008年5月時点において目標としている運用成果であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。
積立金額、年金原資は最低保証されません。
特別勘定の運用実績によっては、積立金額、年金原資が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

3年後から 早期償還のチャンス

単位型タイプの特別勘定が早期償還する場合
は一時払保険料相当額を確保します
早期償還についてはP10をご覧ください

⚠️ ご注意いただきたい事柄

投資対象である単位型タイプの特別勘定は、日経平均株価が大幅な上昇となった場合でも、年金原資は一時払保険料相当額を超えることはありません。
単位型タイプの特別勘定が早期償還すると積立金は「特別勘定マネー0808(RG3)」に組入れられますが、お客さまが積立金をお受取りになりたい場合は、所定のお手続きの必要がありますのでご注意ください。
「特別勘定マネー0808(RG3)」は1保険年度180日までは保険関係費用が優遇されますが、180日を超えると保険関係費用が年率0.86% 差引かれますのでご注意ください。

安心できる しくみがあります

満期時には、一定の条件下で
一時払保険料相当額をお受取りいただけます

⚠️ ご注意いただきたい事柄

一時払保険料相当額確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でもスタート株価の-30%以下に下落した場合、年金原資は一時払保険料相当額を下回ります。詳しくはP8をご覧ください。
特別勘定の運用実績によっては、積立金額、年金原資が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

豊かなセカンドライフ のご準備に

ライフスタイルに応じて受取期間・
受取方法をフレキシブルに設定できます

⚠️ ご注意いただきたい事柄

積立金額、年金原資は最低保証されません。
特別勘定の運用実績によっては、積立金額、年金原資が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

変額個人年金保険のリスク

変額個人年金保険「花ざかり2」はクレディ・アグリコル生命保険株式会社(以下「弊社」といいます)を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なります。

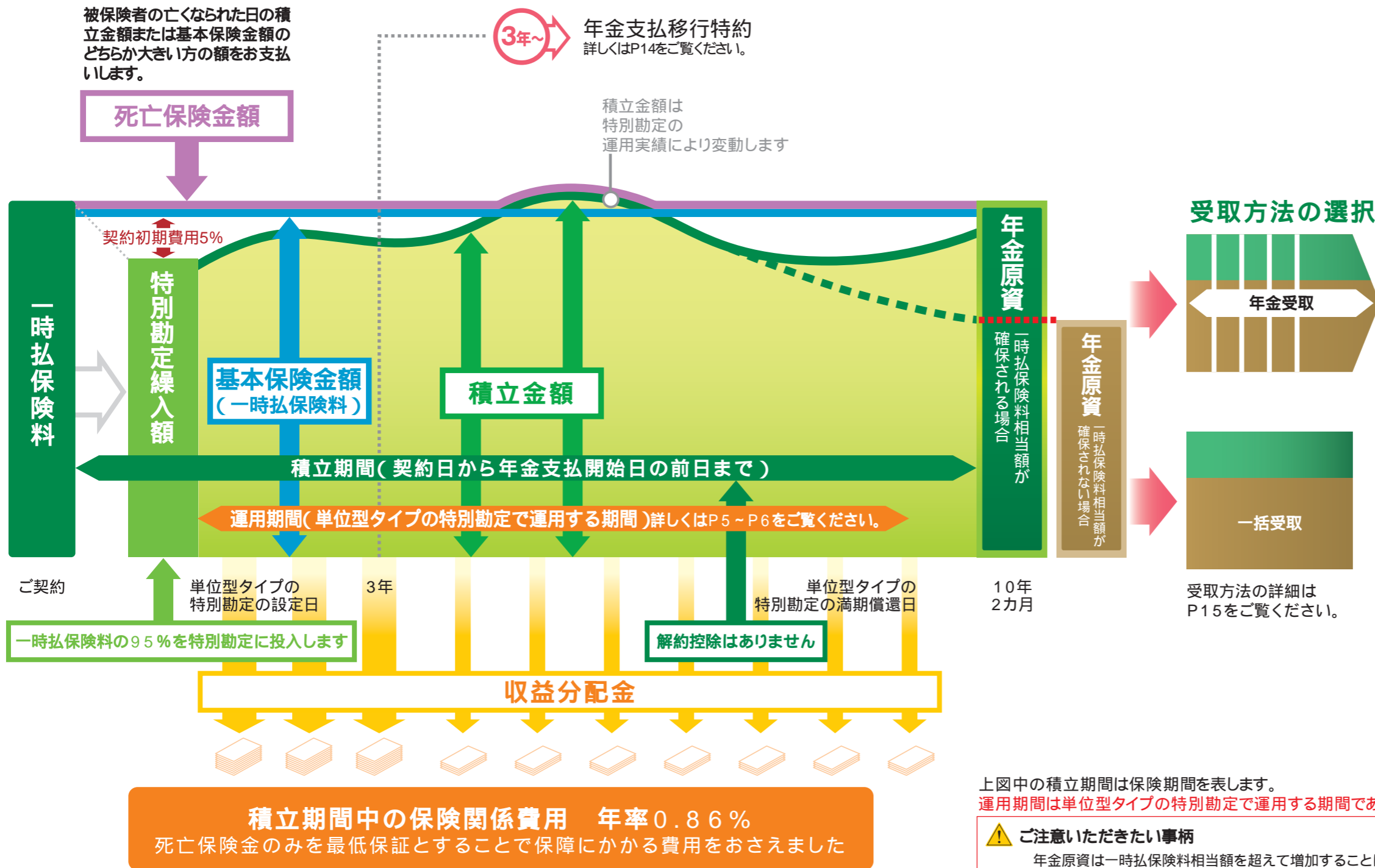
投資リスクについて
本商品は一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定で運用し、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡保険金額、解約払戻金額、及び将来の年金額が増減するしくみの保険商品です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどのリスクがあり運用実績によってはご契約者がお受取りになる年金額や解約払戻金額が一時払保険料相当額を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。これらのリスクはご契約者に帰属しますのでご注意ください。

投資リスクについての詳細はP9、P13をご覧ください。
解約、一部解約をした場合、既に受取られた収益分配金を考慮しても、解約払戻金は一時払保険料相当額を下回るおそれがあります。特別勘定のリスクについてはP9、特別勘定で投資する投資信託(ファンド)のリスクについてはP13をご覧ください。

花ざかり2のしくみと特徴

近い将来への手ごたえ。遠い将来への安心。
ただ備えるだけでなく、きちんと先を見据えてゆとりを育みたい。そんな思いに応える変額個人年金 保険です。

花ざかり2の全体イメージ (保険商品のイメージ図です。特別勘定についてはP5～P6のイメージ図をご覧ください。)



Point 1 原則として毎年1回収益分配金をお支払いします。

収益分配金額は日経平均株価の推移や為替レートの変動によって変わることはありません。
詳しくはP10をご覧ください。

⚠ 収益分配金は特別勘定の運用状況によっては目標とする分配金額を達成できない場合があります。特別勘定が早期償還した場合、それ以降の収益分配金は支払われません。
収益分配金はお客さまの登録口座にお振込みいたします。(収益分配金の再投資は行いません。)

Point 2 3年経過後から年金受取も可能です。
～年金支払移行特約～
詳しくはP14をご覧ください。

Point 3 遺族年金支払特約の付加により、死亡保険金を年金で受取ることも可能です。
詳しくはP14をご覧ください。

Point 4 死亡保険金額は一時払保険料相当額が最低保証されます。

運用が不調の場合でも万が一のときの死亡保険金は一時払保険料相当額が最低保証されます。

⚠ 解約払戻金、年金原資等には最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては解約払戻金、年金原資等が一時払保険料相当額を下回る場合があります。一部解約した場合は死亡保険金額の最低保証は減額されます。死亡保険金が支払われない場合があります。詳しくはP14をご覧ください。

上図中の積立期間は保険期間を表します。
運用期間は単位型タイプの特別勘定で運用する期間であり、積立期間とは異なります。

⚠ ご注意いただきたい事柄

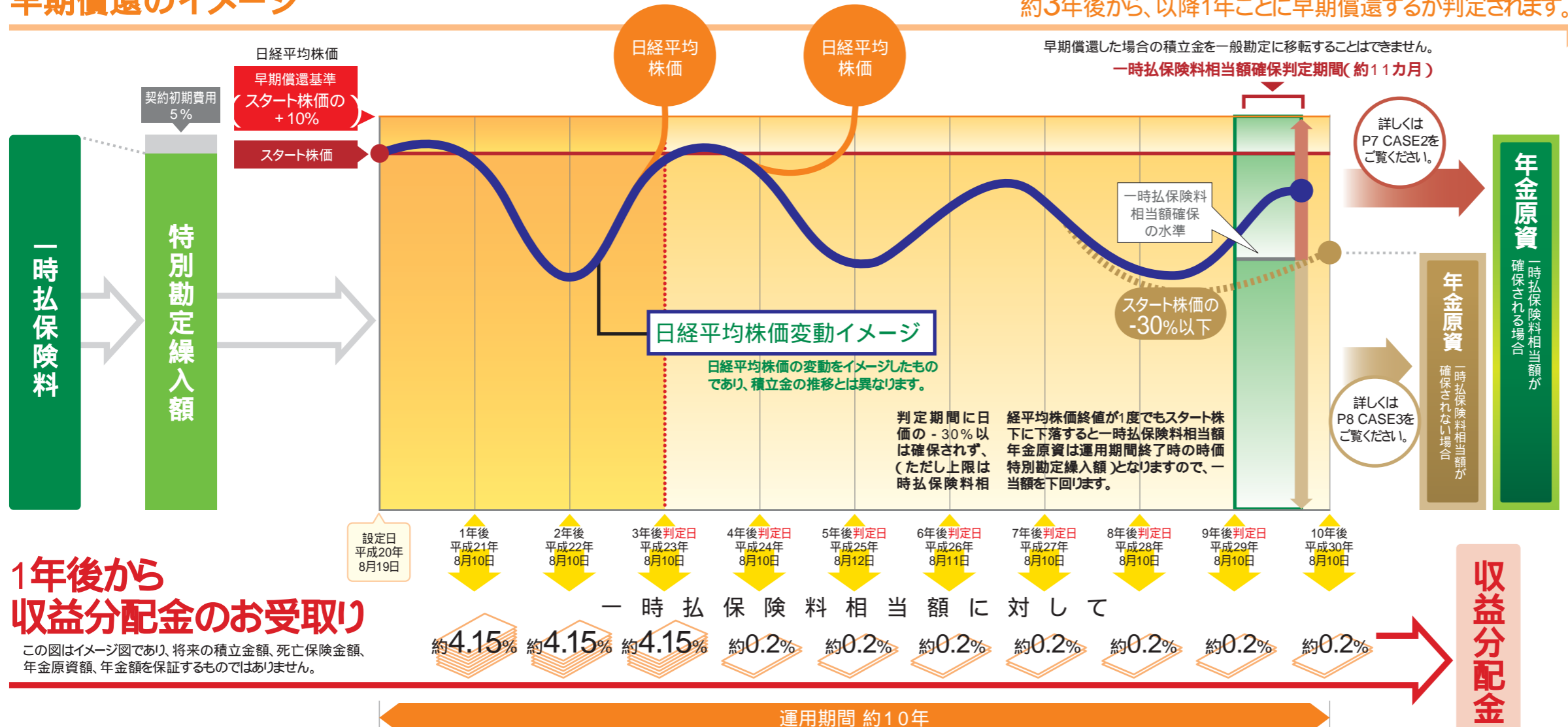
年金原資は一時払保険料相当額を超えて増加することはありません。最大で一時払保険料相当額です。
解約払戻金、年金原資等には最低保証はありません。
特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金、年金原資等が一時払保険料相当額を下回ることがあります。
単位型タイプの特別勘定の収益分配金の再投資は行いません。
収益分配金はお客さまの登録口座にお振込みいたします。
単位型タイプの特別勘定が早期償還すると、積立金は「特別勘定マネー0808(RG3)」に組入れられます。
「特別勘定マネー0808(RG3)」で運用する場合、1保険年度180日まで、保険関係費用を収益率に応じて優遇します。1保険年度180日を超えると、保険関係費用が年率0.86%差引かれますのでご注意ください。
各種費用についてはP18をご覧ください。

*1 ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額になります。積立期間中に一部解約した場合は、一部解約した積立金額の一部解約前の積立金額に対する割合と同じ割合で基本保険金額も減額されます。
*2 ご契約日は、弊社が保険契約のお申込みを承諾した日となります。
上図はイメージ図であり、一部解約などがあった場合を想定しておりません。また将来の死亡保険金額、積立金額などを保証するものではありません。
上図中の積立金額の推移は、収益分配金の支払に伴う変動を考慮していません。

単位型タイプの特別勘定

わかりやすい指標で、安定した収益分配金の獲得を目指します。
短期的には早期償還で、長期的には将来の年金確保で、2つの面からセカンドライフを応援します。

早期償還のイメージ



早期償還とは

運用期間は最長約10年ですが、判定日の日経平均株価終値が早期償還基準以上の場合、一時払保険料相当額を確保して早期償還します。単位型タイプの特別勘定の設定日の約3年後から約9年後まで、毎年1回、早期償還の判定日があります。詳しくはP10をご覧ください。

早期償還

金融市場型特別勘定
マネー0808 (RG3)

お受取り

*金融市場型特別勘定についてはP9をご覧ください。
お受取方法は選択できます

一括受取

年金額を一括してお受取りになります。

年金受取

年金支払移行特約により確定年金でお受取りになります。

満期償還時年金原資は、一定の条件で一時払保険料相当額を確保します。

早期償還せずに満期償還をむかえた場合、スタート株価と比較して一時払保険料相当額確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が一度もスタート株価の-30%以下に下落しなければ年金原資は一時払保険料相当額を確保します。

⚠️ ご注意いただきたい事柄【早期償還に関する留意点】

判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が早期償還基準に達していたとしても、当該判定日当日における日経平均株価終値が、早期償還基準に達していなければ単位型タイプの特別勘定は早期償還となりません。

単位型タイプの特別勘定が早期償還になった場合、積立金は一時払保険料相当額を超えることはありません。

単位型タイプの特別勘定が早期償還になった場合、それ以降の収益分配金は支払われません。

単位型タイプの特別勘定が早期償還すると積立金は金融市場型の特別勘定に組み入れられます。お客さまが積立金をお受取りになりたい場合は、所定のお手続きの必要がありますのでご注意ください。

金融市場型の特別勘定は1保険年度180日までは保険関係費用が優遇されますが、180日を超えると保険関係費用が年率0.86%差引かれますのでご注意ください。

原則として1年後から設定時に決められた金額の収益分配金をお支払いします。

収益分配金額は日経平均株価の推移や為替レートの変動によって変わることはありません。

当特別勘定の投資対象となる投資信託が投資した債券の発行体の信用状況の変化等によっては、収益分配金の一部または全部をお支払いできない場合があります。

⚠️ 早期償還した場合は、その後の収益分配金は支払われません。収益分配金の再投資は行いません。収益分配金はお客さまの登録口座にお振込みいたします。

- ### キーワード
- 運用期間**..... 単位型タイプの特別勘定で積立金を運用する期間をいいます。
 - 判定日**..... 早期償還の基準を満たすかどうかを判定する日。設定日の約3年後から毎年8月10日(休日の場合は翌営業日)
 - 早期償還**..... 当初予定していた運用期間が短縮されて、単位型タイプの特別勘定が償還されることをいいます。
 - 早期償還基準**..... 判定日における日経平均株価終値が当該基準以上であれば、早期償還が決定となります。
 - スタート株価**..... 設定時の基準となる日経平均株価。平成20年8月22日(金)、25日(月)、26日(火)、27日(水)、28日(木)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。
 - ファイナル株価**..... 早期償還せずに満期償還となる場合で、かつ一時払保険料相当額を確保する機能がなくなる場合のみ参照する数値で、満期償還時の基準となる日経平均株価。平成30年7月9日(月)、10日(火)、11日(水)、12日(木)、13日(金)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。
 - 一時払保険料相当額確保判定期間**..... 早期償還せずに満期償還となる場合のみ参照する期間です。単位型タイプの特別勘定の運用期間約10年のうち、最後の約11カ月間(平成29年8月11日(金)から平成30年7月6日(金))の期間となります。当該期間中の東京証券取引所における日々の日経平均株価終値を参照し、スタート株価と比較して一度もマイナス30%以下に下落しなければ当特別勘定の償還額は一時払保険料相当額となります。

日経平均株価についてはP9をご覧ください。
スタート株価、ファイナル株価等は、臨時的祝日等あるいは突発的な市場の障害等により日経平均株価終値のない日がある場合等、組入れたユーロ円債の計算代理人(引受証券会社)及び委託会社が適切と判断する値を用いて決定することがあります。
収益分配金の再投資は行いません。

上記の収益分配金、償還金は、あくまでも単位型タイプの特別勘定の運用成果によるものです。単位型タイプの特別勘定の運用状況により積立金額に欠損が生じた場合、弊社が収益分配金、一時払保険料相当額を補填するものではありません。資産運用の成果とリスクはご契約者に帰属します。単位型タイプの特別勘定の詳細とリスクに関しては、「特別勘定のしおり」及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

積立期間中の日経平均株価終値の動きによるお受取りのケース例

一時払保険料1,000万円を払込んだ場合

設定条件例
 スタート株価：14,000円
 早期償還基準：スタート株価の+10% = 15,400円以上
 一時払保険料相当額の確保：一時払保険料相当額確保判定期間（設定後10年目の最後の約11カ月）の日々の日経平均株価終値がスタート株価の-30% = 9,800円以下に下落しないこと

お受取りのケース例

CASE 1 早期償還する場合

設定日から約3年後の判定日に日経平均株価終値が15,400円（スタート株価の+10%）以上の場合。

積立金
一時払保険料相当額 1,000万円

特別勘定 マネー0808 (RG3)

一括受取
年金受取

収益分配金 (税引前)
約41.5万円 × 3年 = 約124.5万円

3年間に受取る収益分配金の累計
約41.5万円 × 3年 = 約124.5万円

早期償還後の積立金を年金で受取る場合は、年金支払移行特約を付加します。この場合、選択できる年金は確定年金のみとなります。詳しくはP14をご覧ください。

1年目から3年目まで収益分配金をお受取りになれます。早期償還時に一時払保険料相当額で償還されます。早期償還すると積立金は自動的に金融市場型の特別勘定に組入れられます。金融市場型特別勘定への積立金の組入期間が1保険年度180日を超えると年率0.86%の保険関係費用が差引かれます。積立金をお受取りになりたい場合は、所定のお手続きが必要となりますのでご注意ください。

CASE 3 満期償還、一時払保険料相当額が確保されない場合

設定日から約3年以降の判定日に日経平均株価終値が15,400円（スタート株価の+10%）未満で推移。かつ、一時払保険料相当額確保判定期間中の日々の日経平均株価終値が9,800円（スタート株価の-30%）以下に下落。ファイナル株価が9,800円になった場合。

年金原資
約650万円
計算式は下記をご覧ください。詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

10年間に受取る収益分配金の累計
約41.5万円 × 3年 = 約124.5万円
約2万円 × 7年 = 約14万円
合計 約138.5万円

1年目から10年目まで収益分配金をお受取りになれます。一時払保険料相当額確保判定期間にスタート株価と比較して-30%以下に下落しているため一時払保険料相当額確保機能がなくなります。スタート株価に対するファイナル株価の水準によって償還額が決定します。この場合の上限額は特別勘定繰入額(9,500,000円)となります。

CASE 2 満期償還、一時払保険料相当額確保の場合

設定日から約3年以降の判定日に日経平均株価終値が15,400円（スタート株価の+10%）未満で推移。かつ、一時払保険料相当額確保判定期間の日々の日経平均株価終値が9,800円（スタート株価の-30%）以下にならなかった場合。

年金原資
一時払保険料相当額 1,000万円

10年間に受取る収益分配金の累計
約41.5万円 × 3年 約124.5万円
約2万円 × 7年 約14万円
合計 約138.5万円

1年目から10年目まで収益分配金をお受取りになれます。満期時に一時払保険料相当額で償還されます。

一時払保険料相当額確保判定期間中に日々の日経平均株価終値が一度でもスタート株価の-30%以下に下落した場合

単位型タイプの特別勘定の満期償還時の年金原資は以下ようになります。ただし、この場合の上限額は特別勘定繰入額(一時払保険料 - 契約初期費用)になります。

計算式

$$\text{一時払保険料相当額} \times \left[0.95 + \frac{\text{ファイナル株価} - \text{スタート株価}}{\text{スタート株価}} \right]$$

日経平均株価の変動率と単位型タイプの特別勘定の償還額の計算例 [一時払保険料が1,000万円の場合]

日経平均株価の変動率	+10%	±0%	-10%	-20%	-30%
満期償還時の年金原資	約950万円	約950万円	約850万円	約750万円	約650万円

上記の収益分配金、償還金は、あくまでも単位型タイプの特別勘定の運用例であり、単位型タイプの特別勘定の運用状況により、積立金額に欠損が生じた場合、弊社が収益分配金、一時払保険料相当額を補填するものではありません。資産運用の成果とリスクはご契約者に帰属します。単位型タイプの特別勘定の詳細とリスクに関しては、「特別勘定のしおり」及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。早期償還した場合は、その後の収益分配金は支払われません。この試算は各仮定にもとづいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

特別勘定について

⚠ 変額個人年金保険の投資リスクについて

変額個人年金保険は一時払保険料を特別勘定で運用し、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡保険金額、解約払戻金額、及び将来の年金額が増減するしくみの保険商品です。

特別勘定における資産運用は、国内外の株式、債券、不動産等に投資をする投資信託を通じて行われるため、投資対象である資産の種類に応じて以下のリスクがあり、運用実績によってはご契約者がお受取りになる年金額や解約払戻金額が一時払保険料相当額を下回り、ご契約者が損失を被ることがあります。

これらのリスクはご契約者に帰属しますのでご注意ください。

価格変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により積立金額は減少する可能性があります。

金利変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により積立金額が変動します。一般に市場金利が上昇する場合には債券の価格が下落し、債券を運用対象として含む特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。

信用リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、当該有価証券の発行体の経営・財務状況が悪化した場合、株式や債券などの価格が下落し、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。

▶ 特別勘定の種類と運用方針

次の特別勘定で運用されます。

タイプ	種類	特別勘定名	特別勘定の運用方針・主なリスク	主な投資対象となる投資信託名	投資信託の運用会社等	運用関係費用
単位型	収益分配型	花ざかり0808 (RG3)	主として日経平均株価の水準により償還価格及び償還時期が決定される円建債券を主な投資対象とした投資信託に投資することにより、定期的な収益分配金の確保と、一定条件のもとで一時払保険料相当額の年金原資を確保することを旨とした運用を行います。価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。	CA花ざかりリスク軽減型ファンド2008-8VA (適格機関投資家専用)	クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社	年率0.2625% (税込)
追加型	金融市場型	マネー0808 (RG3)	円建の預貯金、短期金融商品等を中心に投資することにより、安全性、流動性に十分配慮した安定的な運用を行います。金利変動リスク等があります。	クレディ・アグリコル生命による預金での運用になります。		運用関係費用はかかりません

特別勘定には、主に単位型証券投資信託で運用を行う単位型タイプとそれ以外で運用を行う追加型タイプがあります。単位型タイプの特別勘定は、運用する単位型証券投資信託の設定に応じて、特別勘定設定号が定められます。それぞれの設定号ごとに募集期間が定められます。一時払保険料はクーリング・オフ期間を経過した後、自動的に「特別勘定マネー0808(RG3)」に組入れられます。組入れられた積立金は、単位型タイプの特別勘定の設定日に自動的に単位型タイプの特別勘定に移転されます。この場合の移転に費用はかかりません。単位型タイプの特別勘定の運用期間中に追加型タイプの特別勘定にスイッチング(積立金の移転)を行うことはできません。金融市場型の特別勘定に積立金が組入れられる場合は、1保険年度180日までで保険関係費用を優遇します。組入期間が180日を超えると年率0.86%の保険関係費用が発生します。

日経平均株価:日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本保険商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

▶ 金融市場型の特別勘定について

金融市場型の「特別勘定マネー0808(RG3)」は当初、決済性預金で運用します。

金融市場型の特別勘定に積立金が組入れられる場合、1保険年度180日までは保険関係費用を優遇しますが、180日を超えると年率0.86%の保険関係費用がかかります。従って、金融市場型の特別勘定の組入期間が180日を超えると、保険関係費用が積立金から差引かれ、積立金が減少する場合があります。

単位型タイプの特別勘定が投資する投資信託(ファンド)の投資リスクについてはP13をご覧ください。

単位型タイプの特別勘定について

▶ 運用会社の紹介

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 Crédit Agricole Asset Management Japan Ltd.

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用部門であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(フランス)の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、リスク軽減型ストラクチャード商品、アジア株式、SRI(社会的責任投資)関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。



▶ 単位型タイプの特別勘定の留意点

募集期間終了後、お客さまからのお申込金の総額が以下の場合には、単位型タイプの特別勘定での運用が実行されない場合があります。この場合、弊社よりお客さまへ単位型タイプの特別勘定での運用が開始されなかった旨をご連絡いたします。

- 1 弊社の定める設定金額に満たなかった場合
お客さまに一時払保険料を払戻します。
- 2 弊社の定める単位型タイプの特別勘定の設定金額の上限を超えた場合
単位型タイプの特別勘定で、上限を超えたため設定されなかった部分に対応する一時払保険料をお客さまに払戻します。

▶ 収益分配金について

原則として1年目から毎年1回、設定時に決められた日に定額の収益分配金をお支払いします。収益分配金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)に対して算出されます。

一部解約をした場合、一部解約後の収益分配金は一部解約後の基本保険金額に対して算出されます。

運用期間	収益分配金(税引前)
1年目～3年目	約4.15%
4年目～10年目	約0.2%

収益分配金は日経平均株価の推移や為替レートの変動によって変わることはありません。ただし、早期償還した場合には、その後の収益分配金は支払われません。

⚠ ご注意いただきたい事柄

当特別勘定の投資対象となる投資信託が投資した債券の発行体もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、収益分配金の一部、または全部をお支払いできない場合もあります。

▶ 早期償還について

判定日における日経平均株価終値の水準次第で単位型タイプの特別勘定は一時払保険料相当額を確保して早期償還します。単位型タイプの特別勘定の設定日から約3年後、1年ごとに早期償還の判定日があります。

単位型タイプの特別勘定設定時の基準となる日経平均株価をスタート株価とします。設定日から約3年以降の判定日の日経平均株価終値が、スタート株価と比較して早期償還基準以上であれば、一時払保険料相当額を確保して早期償還されます。

- 判定日** 設定日の約3年後から毎年8月10日(休日の場合は翌営業日)
- スタート株価** 平成20年8月22日(金)、25日(月)、26日(火)、27日(水)、28日(木)の5営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して小数点第4位まで算出します。
- 早期償還** 当初予定していた特別勘定の運用期間が短縮されて、単位型タイプの特別勘定が償還されることをいいます。
- 早期償還基準** 判定日における日経平均株価終値が当該基準以上であれば早期償還が決定となります。当商品の早期償還基準は、スタート株価と比較して+10%以上です。

⚠ ご注意いただきたい事柄

判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が早期償還基準に達していたとしても、当該判定日における日経平均株価終値が、早期償還基準に達していなければ単位型タイプの特別勘定は早期償還となりません。

単位型タイプの特別勘定の早期償還の場合、積立金は一時払保険料相当額を超えることはありません。日経平均株価が大幅な上昇となった場合でも、株価上昇のメリットは享受できません。

単位型タイプの特別勘定について

▶ 単位型タイプの特別勘定の満期償還時は条件付で一時払保険料相当額が確保されます。

単位型タイプの特別勘定が早期償還せずに満期償還となる場合は、**条件付で一時払保険料相当額が確保されます。**スタート株価と一時払保険料相当額確保判定期間中における日々の日経平均株価終値を比較します。

満期償還時の一時払保険料相当額を確保する条件

単位型タイプの特別勘定の一時払保険料相当額確保判定期間の日々の日経平均株価終値がスタート株価と比較して一度も - 30% 以下に下落しなければ、一時払保険料相当額が確保されます。

単位型タイプの特別勘定の一時払保険料相当額確保判定期間 / 平成29年8月11日(金) ~ 平成30年7月6日(金)

単位型タイプの特別勘定の一時払保険料相当額確保判定期間中に日々の日経平均株価終値がスタート株価に対して
一度もマイナス30%以下に下落しない場合

▶ 一時払保険料相当額を確保して償還します。

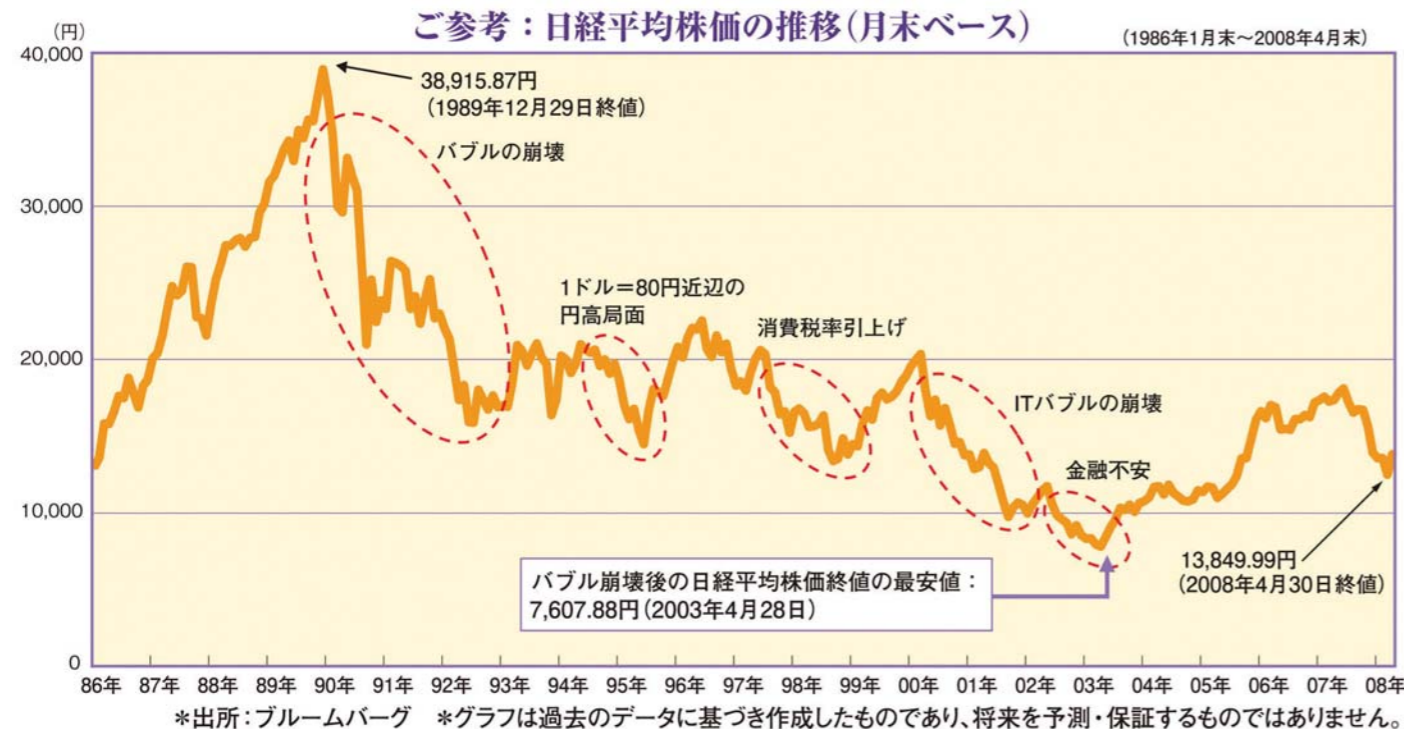
単位型タイプの特別勘定の一時払保険料相当額確保判定期間中に日々の日経平均株価終値がスタート株価に対して
一度でもマイナス30%以下に下落した場合

▶ 一時払保険料相当額を確保する機能はなくなります。スタート株価に対するファイナル株価の水準によって償還額が決定します。

単位型タイプの特別勘定の満期償還時の年金原資は以下のようになります。

$$\text{一時払保険料相当額} \times \left[0.95 + \frac{\text{ファイナル株価} - \text{スタート株価}}{\text{スタート株価}} \right]$$

この場合の上限額は特別勘定繰入額(一時払保険料 - 契約初期費用)になります。



単位型タイプの特別勘定で投資する投資信託(ファンド)について

以下、当商品「花ざかり2」の特別勘定の投資する単位型タイプの投資信託を「ファンド」と呼びます。

▶ 単位型タイプの特別勘定の投資するファンドのポイントと留意点

単位型タイプの特別勘定の投資するファンドのポイント

原則として1年に1回、定額の収益分配金をお支払いします。

判定日(設定日の約3年後からの毎年8月10日。休日の場合は翌営業日)の日経平均株価終値が繰上償還基準以上であれば一時払保険料相当額を確保する価額で繰上償還します。(ファンドが繰上償還することにより、単位型タイプの特別勘定は早期償還します。)

繰上償還せずに満期償還となる場合、条件付で一時払保険料相当額を確保する価額で償還します。

⚠️ ご注意いただきたい事柄

満期償還時に条件を満たさない場合等は、一時払保険料相当額を確保する価額を割込むことがあります。

ファンドが投資する円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては目標とする収益分配金や償還価額を達成できない場合があります。

当商品を途中解約した場合、既に受取られた収益分配金を考慮しても一時払保険料相当額を確保する価額を下回る可能性があります。

▶ 単位型タイプの特別勘定が投資するファンドの投資対象

投資対象は平成20年5月14日現在においてAA - 格(スタンダード&プアーズ社)以上またはAa3格(ムーディーズ社)以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券です。当該円建債券は、ユーロ市場(自国内取引以外に海外で行われる通貨取引の場合)で発行されます。

格付の定義

AA格

(スタンダード&プアーズ社 長期発行体格付)
債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付(「AAA」)との差は小さい。

Aa格

(ムーディーズ社 長期債務格付)
信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付。

(出所)スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社ホームページ(2008年5月14日現在)

信託期間中、投資債券の銘柄入替は原則として行いません。組入れた債券が償還されるまで保有することを基本とします。ファンドは当該債券を可能な限り高位に組入れる予定ですが、一部コールローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。円建債券の発行体は以下を予定しております。

ナティクス (NATIXIS)

ナティクスは、フランス及び欧州の銀行部門において第一線に位置し、グループを通じて投資銀行業務、商業銀行業務、資産運用業務等のビジネスを世界60カ国以上で展開しています。ナティクスに対する出資比率はフランスのケス・デバルニュグループ及びバンク・ポピュレールグループがそれぞれ34.4%となっております。ナティクスの格付はAA格(スタンダード&プアーズ社)、Aa2格(ムーディーズ社)(2008年5月14日現在)です。

《ナティクス・グループの財務データ》

総資産	約84兆7,600億円
グループ純利益	約1,841.9億円
自己資本利益率(ROE)	7.0%
自己資本比率(Tier 1)	8.3%
従業員数	約22,000人

*換算レート:1ユーロ = 163.0円 出所:NATIXIS 決算発表2007年12月末

▶ 発行体の選定方法

円建債券の発行体を選定する際は、運用の委託先であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーが、複数社(通常3社~5社程度)を招いた入札により、グループ会社を優先することなく、信用力を含めファンドにとって最も有利な条件(価格)であると判断した発行体を選定します。

単位型タイプの特別勘定で投資する 投資信託(ファンド)について

▶ファンドの主な投資リスク及び留意点

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、下記のリスクを原因として損失が生じ投資元本を割込むおそれがあります。

以下に記載する投資リスク及び留意点は「特別勘定のしおり」に記載するもののうち、一部の要約であり、当ファンドにかかるすべてのリスクおよび留意点を網羅するものではありません。

投資リスク及び留意点の詳細は「特別勘定のしおり」にてご確認ください。

当ファンドは、全信託期間(ファンドで運用する期間。繰上償還または満期償還まで)にわたってご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中換金による売買差益の追求等には適していません。

▶投資リスク

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落及び金利の上昇、当該債券の発行体の財務状況の悪化等により、価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が値下がりした場合、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、日経平均株価の水準が一定条件を満たした場合のみ、繰上償還時および満期償還時に一時払保険料相当額を確保するしくみとなっております。従って、その他の信託期間中においては、一時払保険料相当額の確保が保証・約束されているものではなく、年金商品としての積立金額は一時払保険料相当額を下回っている場合があります。

信用リスク

ファンドが主要投資対象とする円建債券は、その発行体や保証を与える金融機関の倒産または財務状況の悪化等によって当該債券の利息や償還金を支払うことができなくなる(債務不履行=デフォルト)リスクがあります。

債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該債券の価格は値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

この場合には委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。その結果、当ファンドに大きな売却損が発生することがあり、日経平均株価の水準に関わらず、当ファンドが目標とする分配金額や償還価額を達成できない場合があります。

ファンドの目標とする分配金額及び償還価額は、平成20年5月14日時点において目標としている運用成果であり、投資した円建債券の発行体の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や一時払保険料相当額を確保する償還価額を達成できない場合があります(将来の運用成果等をお約束するものではありません)。

流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、原則として信託期間中の銘柄入替を行わず、償還されるまで保有しますが、途中換金に対応するためには当該債券を一部売却する必要があります。当該債券は繰上償還時あるいは満期償還時まで保有することを前提として設計されており、一般に流通している債券と比較して流動性が低く、当該債券の一部売却の際には、期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの途中換金時の基準価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割込むことがあります。

▶留意点

ファンドの途中換金(年金商品としての解約時)に関する留意点

途中換金時には、一時払保険料相当額を確保する償還価額となる機能は適用されません。適用される換金価額は日経平均株価の下落、金利の上昇及び発行体の信用状況等により日々変動するため、お客さまが既に受取られた分配金を考慮してもお客さまが払込まれた一時払保険料相当額を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

特定の債券への銘柄集中に関する留意点

ファンドは、原則として設定時に組入れた円建債券を高位に組入れ、満期償還まで保有することを基本とします。ファンドが投資する円建債券は単一銘柄であるため、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、特定の債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。

基準価額および償還価額の上限について

ファンドは投資する債券の性質上、株価上昇時の基準価額及び償還価額に上限があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、株価上昇のメリットを十分に享受できません。

お取扱いについて

▶死亡保険金は一時払保険料相当額を最低保証します

積立期間中に被保険者が死亡した場合には、死亡日の積立金または基本保険金額¹のどちらか大きい金額を死亡保険金²としてお受取りになれます。

- 一部解約をしている場合は、一部解約後の基本保険金額となります。
- 死亡保険金は、次のいずれかにより被保険者が死亡した場合はお受取りになれません。
(1)責任開始期の属する日から、その日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合 (2)死亡保険金受取人またはご契約者の故意による死亡の場合

遺族年金支払特約

遺族年金支払特約を付加すると死亡保険金の全部、または一部を遺族年金(確定年金)としてお受取りになれます。年金受取期間は、5年、10年、15年、20年、25年、30年、36年からお選びになれます。この特約を付加している場合でも、受取人からのお申出により全部または一部を一括でお受取りになれます。年金額が10万円未満の場合は一括でお受取りになります。年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となり、3,000万円を超える部分の年金原資相当額は一括で年金支払開始日にお支払いします。年金管理費用が年金支払金額に対して1%控除されます。

▶解約、一部解約について

積立期間中、ご契約の解約または一部解約をして解約払戻金をお受取りになれます。解約控除はありません。一部解約は10万円以上1万円単位でお取扱いします。

⚠解約についてご注意いただきたい事柄

解約払戻金は解約日の積立金となります。解約払戻金に最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては解約払戻金は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

⚠一部解約についてご注意いただきたい事柄

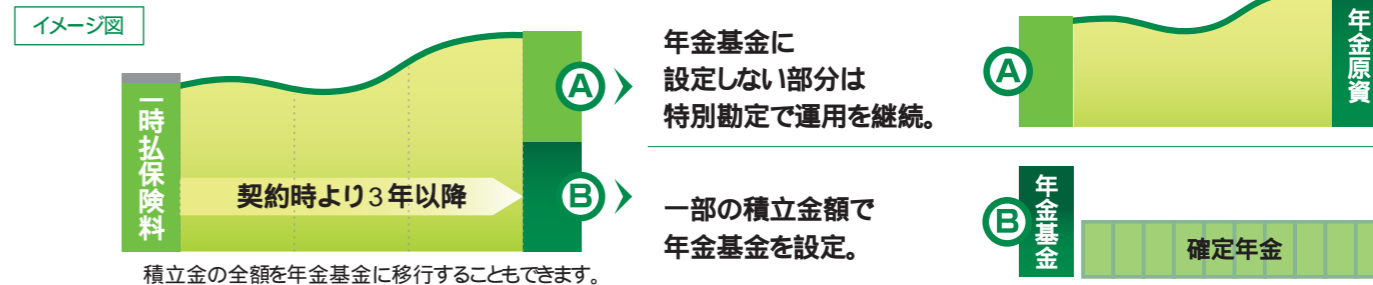
一部解約後の積立金額が100万円を下回る場合には、ご契約の解約のみのお取扱いとなり一部解約のお取扱いはできません。特別勘定の運用実績によっては一部解約の解約払戻金および年金原資等の受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。一部解約をされた場合、基本保険金額及び特別勘定の積立金額も減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \left(\frac{\text{一部解約日の積立金額} - \text{一部解約する積立金額}}{\text{一部解約日の積立金額}} \right)$$

死亡保険金額は基本保険金額と同額が最低保証されます。収益分配金は基本保険金額に対して定率の金額が支払われます。一部解約をした場合、基本保険金額が減額されますので、死亡保険金額、収益分配金額は減額されます。一部解約をしていない場合は基本保険金額と一時払保険料相当額は同額となります。

▶年金支払移行特約 3年経過後から年金受取が可能です

積立金の全部または一部を年金基金として設定し、年金の支払いを受けることができます。



- 年金基金の設定時期: 契約時より3年経過後以降、主契約の年金支払開始日の前日まで
- 選択できる年金種類: 確定年金(支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年、36年)
- 移行年金額: 年金額10万円以上3,000万円まで設定できます。早期償還時の積立金を年金で受取る場合は、年金支払移行特約を付加します。この場合、選択できる年金は確定年金(支払期間:5年、10年、15年、20年、25年、30年、36年)です。

⚠年金支払移行特約についてご注意いただきたい事柄

年金管理費用が年金支払金額に対して1%控除されます。年金基金設定後は年金基金相当額が一般勘定に振替えられ、特別勘定による運用は行いません。積立金の一部で年金基金を設定する場合、設定後の積立金額が100万円を下回る場合には年金基金を設定できません。積立金の一部を年金基金にした場合、この契約の基本保険金額は、年金基金として設定した金額を一部解約したとみなして計算されます。基本保険金額が減額されますので、死亡保険金額の最低保証及び収益分配金は減額されます。年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となり、3,000万円を超える部分の年金原資相当額を一括で年金支払開始日にお支払いします。

お取扱いについて

▶クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)制度の適用対象です

お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日、またはクーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)に関する事項を記載した書面を交付された日のいづれか遅い日から、その日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面(封書)により、クーリング・オフをすることができます。この場合には、弊社はお払込みいただいた金額をお返します。クーリング・オフをご希望の場合には、必ず書面(封書)により上記の期間内に弊社宛にお申出ください。

詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

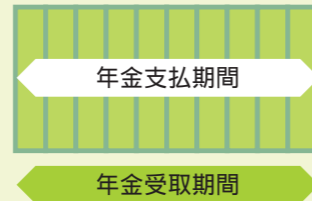
▶年金原資の受取方法について

■確定年金

一定の期間、年金をお受取りになれます。年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合、残存年金支払期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受取りになれます。

支払期間は以下の中からお選びになれます。

5年 10年 15年



年金支払期間満了後、ご契約は消滅します。

年金支払移行特約により積立金の一部を年金基金として年金を受取られている場合には、左記年金の支払期間満了後もご契約は継続します。

■保証期間付終身年金

一生にわたって、年金をお受取りになれます。保証期間中に被保険者が亡くなられた場合、残存保証期間の未払年金現価を死亡一時金としてお受取りになれます。年金支払移行特約では選択できません。

保証期間は以下の中からお選びになれます。

5年 10年 15年

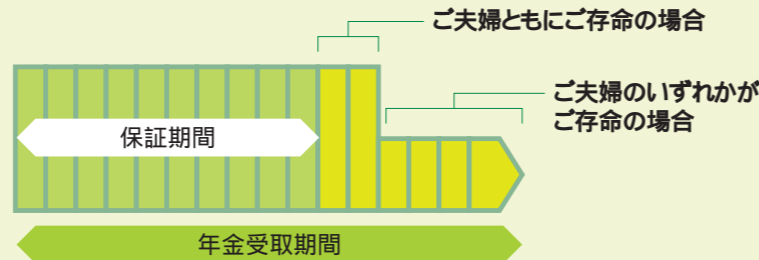


■保証期間付夫婦年金

ご夫婦いずれかがご存命の限り、年金をお受取りになれます。保証期間経過後、ご夫婦のいずれかが亡くなられた場合、最終生残者年金割合(50%または70%)に応じてお受取りになれます。保証期間中にご夫婦ともに亡くなられた場合は残存保証期間の未払年金現価を死亡一時金としてお受取りになれます。年金支払移行特約では選択できません。

保証期間は以下の中からお選びになれます。

5年 10年 15年



■一括受取

年金原資を年金受取に代えて一括でお受取りになれます。

未払年金現価 まだ受取っていない残存年金支払期間、または残存保証期間中の年金額を現在の価値に計算した額

⚠年金受取についてご注意いただきたい事柄

年金受取開始後は死亡保障はなくなります。

年金受取開始後は一般勘定での運用に振替えられ、特別勘定による運用は行いません。

ご契約時において、年金額は確定しておりません。将来、お受取りになる年金額は年金支払開始日の前日の積立金及び年金支払開始日の予定利率等にもとづいて計算した金額になります。

年金額が10万円未満の場合は、年金原資の全額を年金支払開始日に一括でお支払いします。

年金額が3,000万円を超える場合は、年金額は3,000万円となり、3,000万円を超える部分の年金原資相当額を一括で年金支払開始日にお支払いします。

年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、年金受取人の相続人が年金受取人の保険契約上の権利義務を引継ぎます。

年金受取に代えて一括受取を選択することができますが、一括受取後は、確定年金の場合、ご契約は消滅します。

保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金を選択していて一括受取をする場合、保証期間中の未払年金現価を受取ることができます。選択した保証期間終了後、被保険者(夫婦年金の場合は被保険者もしくはその配偶者)が生きている場合は、被保険者(夫婦年金の場合は被保険者もしくはその配偶者)が生きている期間、年金をお受取りになれます。

税金のお取扱いについて

▶ご契約時

お払込みいただいた保険料はその年の生命保険料控除の対象となります。個人年金保険料控除の対象にはなりません。一時払のため、契約初年度のみが適用となります。

▶積立期間中

収益分配金

収益分配金の差益は、所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の収益分配金	契約日から5年超の収益分配金
確定年金	20%(所得税15% + 住民税5%)源泉分離課税	
保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税
保証期間付夫婦年金		

早期償還時の一括受取

解約に準じます。差益は所得税と住民税の対象となります。下記をご参照ください。

解約・一部解約

契約を解約または一部解約したときの差益は所得税と住民税の対象となります。選択した年金種類と解約時期によりお取扱いが異なります。

選択した年金種類	契約日から5年以内の解約・一部解約	契約日から5年超の解約・一部解約
確定年金	20%(所得税15% + 住民税5%)の源泉分離課税	
保証期間付終身年金		所得税(一時所得) + 住民税
保証期間付夫婦年金		

死亡時

死亡保険金を一括で受取る場合

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

相続税法第12条により他の生命保険金と合算のうえ生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。

▶年金支払期間

契約内容	契約例			税金の種類	課税対象
	契約者	被保険者	受取人		
受取人が契約者自身の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得) + 住民税	毎年の年金受取時に雑所得として所得税と住民税が課税されます。
	本人	配偶者	本人		
受取人が契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金開始時:贈与税 年金受取時:所得税(雑所得) + 住民税	年金支払開始日に年金受給権(相続税法第24条評価)に対して、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に雑所得として所得税と住民税が課税されます。

▶ご参考

年金受給権の評価(相続税法第24条)

年金総額(年金額×残存期間)に下表の評価割合を乗じた金額が課税評価額となります。(確定年金の場合)

残存期間	5年以下	5年超～10年以下	10年超～15年以下	15年超～25年以下	25年超～35年以下	35年超
課税評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があり、50万円を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費(払込保険料)} \} - \text{特別控除50万円} \times 1/2$$

年金受取時の雑所得について

雑所得の場合、右記の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算されて、所得税として総合課税されます。

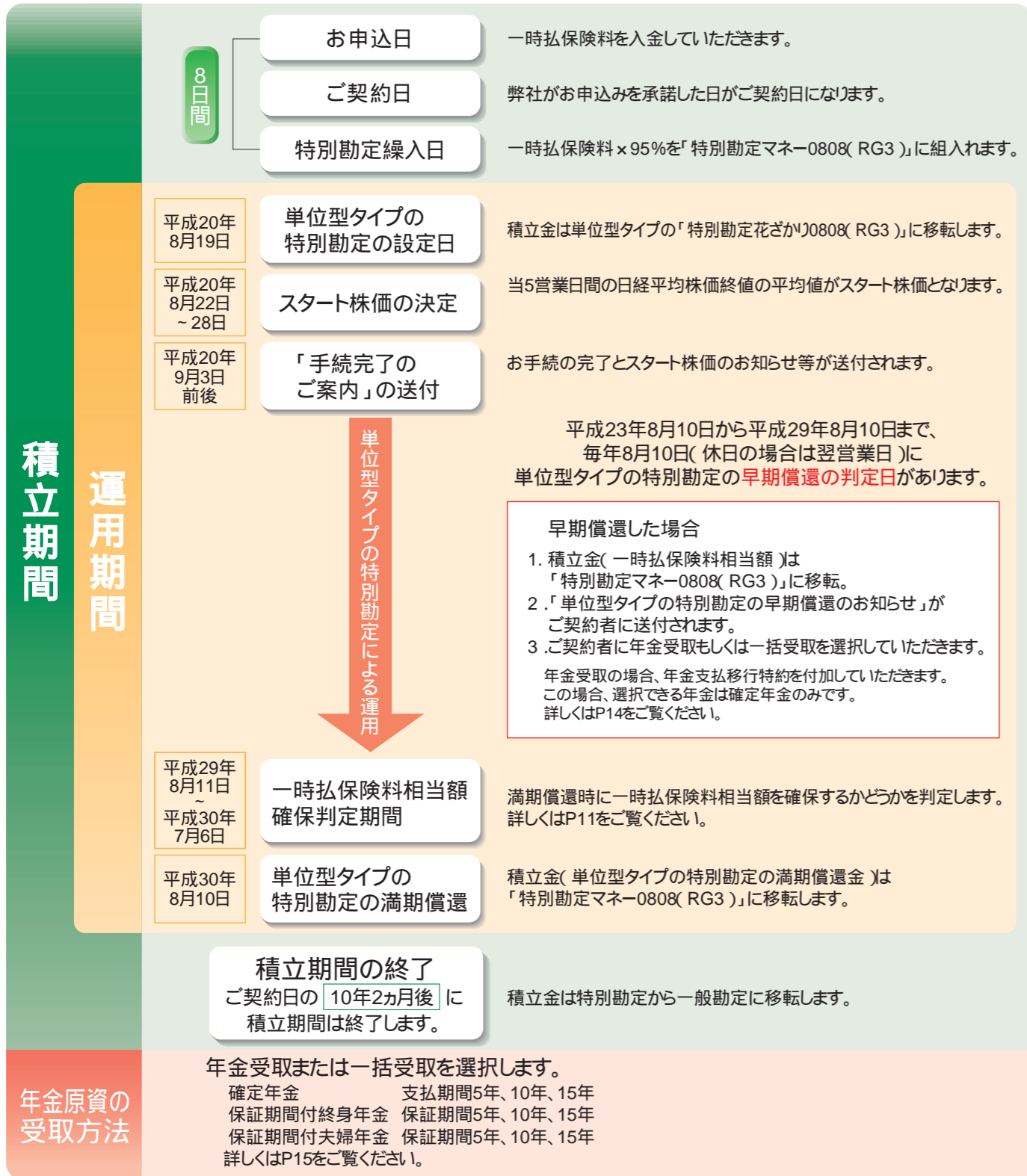
$$\text{雑所得} = \text{その年ごとに受取る年金額} - \text{必要経費額}$$

$$\text{必要経費額} = \text{その年ごとに受取る年金額} \times (\text{払込保険料総額} \div \text{年金受取総額または見込額})$$

税制上のお取扱いは平成20年5月末現在の税制にもとづくもので、将来変更される可能性があります。また個別のお取扱いについては税理士もしくは所轄の税務署等にご確認ください。

お申込みからの流れ

募集期間:平成20年7月1日～平成20年8月8日



クレディ・アグリコル生命保険株式会社について

クレディ・アグリコル生命保険株式会社はフランスを本拠とする総合金融グループのクレディ・アグリコル・グループが100%出資する生命保険会社です。クレディ・アグリコル・グループは、日本においては、法人営業・投資銀行部門に属するカリヨン・グループ(カリヨン銀行およびカリヨン証券)と資産運用部門に属するクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社等が事業を展開してきました。2007年に日本における生命保険事業を開始し、クレディ・アグリコル生命保険株式会社としてバンカシュアランス(銀行窓口における生命保険販売)専業で、日本のお客さまにInnovative(革新的)な保険商品を提供していきます。

諸費用・ご契約について

▶諸費用

この商品にかかる費用は、「契約初期費用」、「保険関係費用」、「運用関係費用」と年金受取期間中の「年金管理費用」の合計となります。

契約初期費用	保険契約の新規成立等のために必要な費用。一時払保険料に対し 5%
保険関係費用	保険契約の維持管理等や死亡保障等をするための費用。特別勘定の積立金に対し 年率0.86%
運用関係費用	特別勘定の運用に関わる費用。 運用手法の変更や運用資産額の変動等により、将来変更される可能性があります。
信託報酬	単位型タイプの特別勘定が投資する投資信託の元本総額に対し 年率0.2625%(税込)
その他の費用	信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の運用に関わる費用。 費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため、表示することができません。
年金管理費用	年金の支払や管理等に必要な費用。年金支払金額に対し 1%

金融市場型の特別勘定「特別勘定マネー0808(RG3)」は、弊社による預金での運用となるため運用関係費用はかかりません。「特別勘定マネー0808(RG3)」に積立金が組入れられる場合は、1保険年度180日まで、保険関係費用を優遇します。

⚠️ ご注意いただきたい事柄

当初設定した単位型タイプの特別勘定が早期償還した場合、早期償還後の積立金は「特別勘定マネー0808(RG3)」で運用されます。当初設定された単位型タイプの特別勘定が早期償還し、次に新規で単位型タイプの特別勘定が追加設定される場合があります。追加設定された単位型タイプの特別勘定に積立金の移転を行う場合は、新規設定される単位型タイプの特別勘定に移転する金額に対して2%の移転費用がかかります。ただし、単位型タイプの特別勘定は追加設定されない場合があります。追加設定された単位型タイプの特別勘定に積立金の移転を行った場合の費用は、「契約初期費用」、「運用関係費用」、「保険関係費用」、「年金管理費用」と「積立金の移転費用」の合計となります。

▶ご契約について

募集期間 平成20年7月1日(火)～平成20年8月8日(金)	
被保険者のご契約時の年齢	0歳～75歳 年金種類により契約年齢に一部制限があります。
保険料	100万円以上3億円以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ
年金受取人	契約者または被保険者
告知	職業告知のみ
保障の責任開始日	クレディ・アグリコル生命保険株式会社がお契約をお引受けすると承諾した場合は、一時払保険料のお払込と告知がともに完了した日を責任開始日とします。
積立期間	10年2ヵ月
年金種類	確定年金 支払期間5年、10年、15年 保証期間付終身年金 保証期間5年、10年、15年 保証期間付夫婦年金 保証期間5年、10年、15年
増額	お取扱いしません。
解約	解約時の積立金額を払戻します。解約控除はありません。
特約	年金支払移行特約 遺族年金支払特約
収益分配金	原則として毎年1回お支払いします。
契約者貸付	お取扱いしません。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。



クレディ・アグリコル生命保険 カスタマーサービスセンター

0120-60-1221

営業日 > 月曜～金曜日(祝日・年末年始の休日を除く)
営業時間 > 9:00～17:00

携帯・PHS OK